

ほめて育てるペアレント・トレーニング

第1回 行動に注目しましょう

1 オリエンテーション

2 スタッフ、メンバー紹介、子ども紹介

- ・3分間トーキング（名前、学年、兄弟、チャームポイントの紹介）

3 家では子どもはどのように過ごしていますか？

- ・家では何をしていますか？
- ・子どもと過ごしていて楽しいことは何ですか？

4 子どもとスムーズにコミュニケーションを取るために

(1) 子どもの行動について考えましょう

☆ 行動とは、目に見えること、聞こえること、数えられること、を言います

● 3種類の行動

- ①あなたが好きなもっと増やして欲しいと思う行動 → ほめる
 - ②あなたが嫌いな減らして欲しいと思う行動 → 無視して待つ
 - ③なくしたい許しがたい行動 → 制限を設ける
- 行動のタイプに応じた方法を考えてみましょう

(2) 注目する（認める）ことのカ

☆ 子どもはいつも注目を欲しがっています。ほめてもらうことより、叱られることをして、気をひくことをすることがあります

・注目にはプラス(ポジティブ)の注目とマイナス(ネガティブ)の注目があります

★ ホームワーク 「子どものよいところ探し」シート

★ 次回は、 月 日7：00から（予定）です

★ 宿題 子どもの良いところを見つけましょう

名前 _____

いつ？	どんなとき？	何がよかったか？
○月○日	食事をしていて	食器の片づけを手伝ってくれた。
○月○日	寝る前に	自分からTVを切り、布団に入った。

ほめて育てるペアレント・トレーニング

第2回 して欲しい行動を増やしましょう

1 前回のふりかえり

- ・ホームワーク発表（子どものよいところ探し）
- ・子どものよいところを見つけるのはどうでしたか？

2 子どもをほめてみよう

(1) ほめる行動を見つける

- ・好きな行動を始めた時、しようとしている時、指示に従った時
- ・パーフェクトを待ってはいけません。25%でほめましょう

(2) 実際にほめてみましょう

- ・ほめ方のいろいろ
- ・ほめ言葉のいろいろ

3 スペシャルタイム

- ・もっと子どものよいところを探すための2人だけの時間を作る
- ・スペシャルタイムの過ごし方

★ ホームワーク「好きな行動を見つけて、ほめましょう」シート

★ 次回は、 月 日 7:00から（予定）です

子どものほめ方のヒント

1 具体的にほめるには

- ① タイミング : できるだけ早く。
- ② 目 : 子どもの目を見て。
- ③ からだ : 子どもに近づいて。同じ高さの目線で。
- ④ 声 : 穏やかな明るい声で。
- ⑤ 感情 : 感情をこめて。微笑んで、肩に手をあてる。軽く抱きしめる。
- ⑥ 内容 : 簡潔に、どの行動をほめているのか明確に伝える。

● 子どもをほめるのではありません。子どもの行動をほめましょう。

- 子どもをほめることで 「その行動を増やすことができます」
「子どもは認められていると感じます」
「他のことでも協力的になります」

2 ほめ言葉いろいろ

- ・ 「あなたが〇〇するとうれしい」「あなたが〇〇するのはいいと思うよ」
- ・ 「〇〇してえらいね」「がんばったね」「わー、すごい、上手」
- ・ 「〇〇してくれてありがとう」

● どんなほめ方があなたの子どもは好きですか？

言葉？それともジェスチャー？静かに？それともにぎやかに？

みんなの前で？それとも耳元でささやいて？

※9才以上は他の子に気づかれないようにさりりとほめましょう。

● マイナスのほめ方はしないように！

「できたね。でも、どうして最初からしなかったの？」

「ほら、できると言ったでしょう？お母さん（お父さん）の言ったとおりでしょう。」

スペシャルタイム

☆ 子どもと一緒に楽しめる時間を持つことが目的です。
その中でほめられる行動を見つけましょう。

1 スペシャルタイムってなに？

- ① 子どもが好きなことをして遊べる2人きりの時間
- ② 時間は15分から20分
- ③ 何をするかは子どもが決める
- ④ ほめる

2 時間を見つけましょう

- ① 子どもと2人になれる時間
- ② 他のじゃまが入らない時間
- ③ 気持ちにゆとりのある時

☆ いつならスペシャルタイムが取れそうですか？

3 スペシャルタイムのきまり

- ① 指示や命令 「〇〇しなさい。」
- ② 批判的、否定的なコメント 「最初から〇〇すればいいのに」
- ③ 教育的指導 ゲームでズルしてはいけないことは別の機会に教えましょう

☆ コミュニケーションのとれることをしましょう

☆ 子どもの様子を観察し、ほめられる行動を探してみましょう

★ 宿題 「好きな行動を見つけて、ほめましょう」

名前 _____

子どものどんな行動をどのようにほめましたか？

いつ？	どんな行動を？	どのようにほめたか？
○月○日	自分からTVを消した。	自分からTVを消してえらいね。
○月○日	食器の片付けを手伝った。	食器の片づけを手伝ってくれてありがとう。

ほめて育てるペアレント・トレーニング

第3回 ほめることを習慣にしましょう

1 前回のふりかえり

- ・ホームワーク発表（好きな行動を見つけてほめましょう）
- ・増やしていきたい、好きな行動にはどんなものがありましたか？

2 ほめることを習慣にする

(3) 子どもに伝えるほめ方とは？

- (ア) 行動をほめる
- (イ) 具体的にほめる

① 子どもをほめるのではありません。「行動」をほめましょう。

(4) 実際に家庭の場面で練習しましょう

- (ア) ロールプレイで練習しましょう
- (イ) 何（行動）をほめているか伝わりましたか？
- (ウ) ほめるとどんな気持ちになりますか？
- (エ) ほめられるとどんな気持ちになりますか？

★ ホームワーク「子どもに伝えるように、具体的にほめましょう」シート

★ 次回は、 月 日7:00から（予定）です

子どものほめ方のヒント

1 具体的にほめるには

- ① タイミング : できるだけ早く。
- ② 目 : 子どもの目を見て。
- ③ からだ : 子どもに近づいて。同じ高さの目線で。
- ④ 声 : 穏やかな明るい声で。
- ⑤ 感情 : 感情をこめて。微笑んで、肩に手をあてる。軽く抱きしめる。
- ⑥ 内容 : 簡潔に、どの行動をほめているのか明確に伝える。

- 子どもをほめるのではありません。子どもの行動をほめましょう。
- 子どもをほめることで 「その行動を増やすことができます」
「子どもは認められていると感じます」
「他のことでも協力的になります」

2 ほめ言葉いろいろ

- ・ 「あなたが〇〇するとうれしい」「あなたが〇〇するのはいいと思うよ」
- ・ 「〇〇してえらいね」「がんばったね」「わー、すごい、上手」
- ・ 「〇〇してくれてありがとう」
- どんなほめ方があなたの子どもは好きですか？
言葉？それともジェスチャー？静かに？それともにぎやかに？
みんなの前で？それとも耳元でささやいて？
※9才以上は他の子に気づかれないようにさりりとほめましょう。
- マイナスのほめ方はしないように！
「できたね。でも、どうして最初からしなかったの？」
「ほら、できると言ったでしょう？お母さん（お父さん）の言ったとおりでしよう。」

★ 宿題 「子どもに伝わるように、具体的にほめましょう」

名前 _____

子どものどんな行動をどのようにほめましたか？

いつ？	どんな行動を？	どのようにほめたか？	どんな点に気をつけて	子どもの反応
○月○日	自分からTVを消した。	自分からTVを消してえらいね。	子どもの目を見て	びっくりしたようだった
○月○日	食器の片付けを手伝った。	食器の片づけを手伝ってくれてありがとう。	穏やかな明るい声でほめているのがどの行動かわかるように	はにかんでいた

ほめて育てるペアレント・トレーニング

第4回 子どもからの協力を引き出しましょう

1 行動に注目しましょう（その2）

- ・あなたが嫌いな減らして欲しいと思う行動に注目しましょう。
- ・減らしていきたい、嫌いな行動にはどんなものがありますか？

2 効果的な指示の出し方

(5) 子どもの注意を引きましょう

- ・子どものそばに行くか子どもをそばに呼びましょう。

(6) 視線を合わせましょう

- ・名前を呼び、こちらを見るまで待ちましょう。

(7) 指示は短く具体的に。口調はきっぱりと断定的に。

(ア) 「さあ、～の時間ですよ」「～しなさい」

(イ) お願い口調はやめましょう。曖昧な言い方もダメ。「何するんだった？」

- ★ どんな小さなことでも子どもが従おうとしたらすぐにほめましょう。

3 予告

- ・今していることをやめて、ほかのことをしなければならないことを知らせること。

- ★ 子どもに行動を切り替える準備をさせる。後でその指示が繰り返されたとき、受け入れやすくなる。

「あと5分で食事だよ。5分したらTVを消しなさい。」「あと3回で終わりだよ。」

4 選択させる

- ・選択とは2つ以上の可能性のあるやり方を提案すること。
- ・子ども自身が選ぶことができるとき、命令されるより気持ちよく指示に従えます。

例：寝る前にパジャマに着替えて欲しい。

「青のパジャマとしましまのパジャマ、どっちにする？」

- ★ 選べたらほめます。子どもがほかの提案をしてきて、それが受け入れられるものならO. K

例：どちらもイヤだと言ったら？

- ① 再度繰り返す
- ② 親が決めることを宣言する 「じゃあ、あなたのために私が選べます」

5 「～したら、～できる」という取り決め

☆ 行動、あるいは指示に従う代わりに得点を与えるというやり方です。

※ 特典：子どもが好きでしかも親も喜んで与えられるもの。

- 例 「服を着替えたらTVを見ていいわよ」
「普通の声で話すなら、聞くわよ」
「宿題が終わったら、遊びに行ってもいいわよ」

★ ホームワーク「どのように子どもに指示を出しましたか？」シート

★ 次回は、 月 日7:00から(予定)です

★ 宿題 「どのように子どもに指示を出しましたか？」

名前 _____

どのように子どもに指示を出しましたか？

いつ？	あなたが出した指示	子どもが言ったこと／したこと
○月○日	あと10分したら、TVを消して寝なさい。	何を言っても従わず、終わりまで見て、寝た。
○月○日	おもちゃを片づけてから遊びに行きなさい。	指示を繰り返すことで従った。
○月○日	歯磨きをして寝なさい。	何を言っても聞かず、しないまま寝てしまった。

ほめて育てるペアレント・トレーニング

第6回 好ましくない行動を減らす

1 無視してみましよう

無視とは、注目を取り去って、好ましい行動が出てくるのを待つことです。

好ましい行動が出てきたらすぐにほめましよう。

子どもの「存在」を無視するのではなく子どもの「行動」を無視します。

2 上手な無視の仕方のコツ

- ① 目 : 視線を合わせない
- ② からだ : 体の向きを変える
- ③ 顔 : 普通で無関心な顔
- ④ 言葉 : 何も言わず、そぶりも見せない。ため息をついたりしないこと。
- ⑤ 感情 : 他のことをすることでコントロール。
- ⑥ タイミング : 好ましくない行動が始まったらすぐに無視。

3 無視することとほめることの組合せ

- (1) して欲しくないこと、減らしたい行動はなんですか？
- (2) 代わりにして欲しい行動はなんですか？
- (3) 減らしたい行動を選び、その行動が起こったときには無視してみましよう。
- (4) 代わりにとって欲しい行動が現れたときには必ずそれをほめましよう。

★ 「無視」は「ほめる」ことと一緒に使って初めて効果があります。無視したい行動がなくなり、好ましい行動が起きたらすぐにほめましよう。

無視する行動を決める

★ こういうときには無視を実行するための計画が必要です。

- 1 ターゲット行動（して欲しくない、減らしたい行動）はなんだろう？
 - ・それはいつどこで起こりやすいか？
- 2 代わりにして欲しい行動は何だろう？

ターゲット行動が起きる



- 3 その行動が起きたとき、どうしたらいいだろう？
 - ・無視するにはどうしたらよいか？（目、からだ、感情は？）
 - ・そのとき自分自身に言い聞かせる言葉は何があるだろう？

ターゲット行動が減る



- 4 して欲しくない行動をやめたとき、何をしたらいいだろう？
 - ・どうやって、どんな行動をほめる？
- 5 もし子どもがその行動をやめなければ、何をすべきか？

★ 計画を立てることで、こころの準備ができます。

第5章 児童福祉法28条ケースについての親支援について

全国調査及び、実践モデル事例、及び検討課題

加藤曜子（流通科学大学）
安部計彦（北九州市障害者福祉センター）
津崎哲郎（花園大学）
曾田俊子（大阪市中央児童相談所）
古田雄久（大阪市中央児童相談所）
平野佐敏（大阪市中央児童相談所）

児童福祉法第28条事例の親支援の課題や可能性について検討したい。
また、その上で児童相談所における28条の親支援プログラムについても、検討していきたい。

第1部 全国児童相談所対象の児童福祉法第28条の実態調査

目的は第28条ケースについてどのような対応を児童相談所が実施していたのかを実態把握するためである。2年間という児童福祉法改正における親指導勧告がはじまるおり、過去の実態を把握し、かつ未来にむけてどのようなことに留意すべきかを検討することにした。

1) 目的

全国児童相談所における児童福祉法第28条についての姿勢および、過去事例における対応についての実態を知る。

2) 方法

全国児童相談所長あてに、郵送調査をする。アンケートは1部と2部から成り立ち、それぞれの項目に答えてもらう形となる。Aは、28条についての児童相談所対応姿勢について、Bは、実際に28条事例を扱っている庁にむけて、具体的な援助内容を選択式で選り回答してもらう形式をとった。調査時期は、2004年10月である。126箇所からの回答（回収率69%）であった。

3) 結果

A 1. 過去の28条審判の申し立てについて

1) 過去2年間で申し立てがあったかどうか

表1 15.16年の家裁申し立て

	ヶ所	
あり	70	55.6%
なし	56	44.4%
計	126	100.0%

家庭裁判所に申し立てたところは126箇所中55.6%であった。

扱った件数	ヶ所	
0件	56	44.4%
1件	23	18.3%
2件	21	16.7%
3件	9	7.1%
4件	6	4.8%
5件	5	4.0%
6件	4	3.2%
7件	1	0.8%
11件	1	0.8%
計	126	100.0%

また、扱った事例については、1件が18.3%、2件が16.7%であった。しかし11件以上の最多が1ヶ所から回答があった。

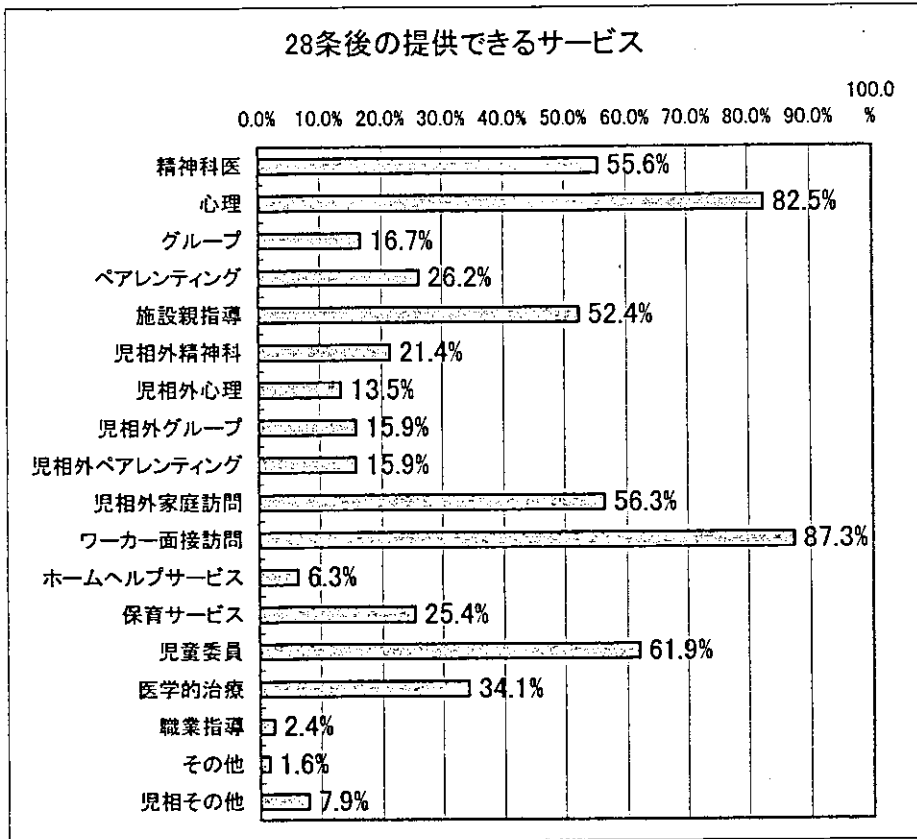
取り下げ件数	ヶ所	
0件	99	78.6%
1件	21	16.7%
2件	4	3.2%
3件	2	1.6%
	126	100.0%

取り下げが、126ヶ所中1件のところが21ヶ所あった。

- 2) 児童福祉法が改正されると、第28条の審判は2年後に見直すことが予定されている。その場合、児童相談所として提供できる援助はどのようなものがあるかについて

	複数回答	
精神科医	70	55.6%
心理	104	82.5%
グループ	21	16.7%
ペアレンティング	33	26.2%
施設親指導	66	52.4%
児相外精神科	27	21.4%
児相外心理	17	13.5%
児相外グループ	20	15.9%
児相外ペアレンティング	20	15.9%
児相外家庭訪問	71	56.3%
ワーカー面接訪問	110	87.3%
ホームヘルプサービス	8	6.3%
保育サービス	32	25.4%
児童委員	78	61.9%
医学的治療	43	34.1%
職業指導	3	2.4%
その他	2	1.6%
児相その他	10	7.9%

複数回答でもっとも多かったのは、ワーカーの面接、訪問で87.3%を占めた。また、心理担当が82.5%である。ついで、児童委員が61.9%、児童相談所外の家庭訪問、精神科医、施設親指導が50%以上である。ペアレンティング（狭い意味での親支援・親教育指導）については児童相談所内が26.2%、児童相談所外ペアレンティングが15.9%を占めた。

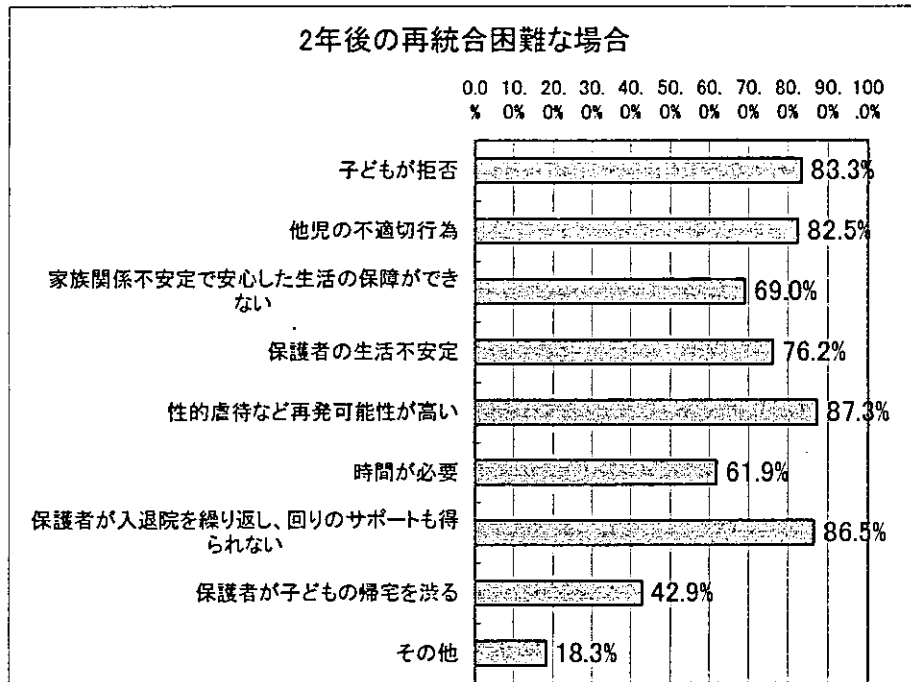


3. 児童福祉法改正後、法28条での子どもの施設入所が承認された事例で、2年後に子どもを帰すことが不相当であると申し立て可能なものはどれか。

表5 2年後になっても子どもを再統合＝帰宅させることが不相当と考える場合

	複数回答	
①子どもが拒否	105	83.3%
②他児の不適切行為	104	82.5%
③家族関係不安定で安心した生活の保障ができ	87	69.0%
④保護者の生活不安定	96	76.2%
⑤性的虐待など再発可	110	87.3%
⑥時間が必要	78	61.9%
⑦保護者が入退院を繰り返し、回りのサポートも得られない	109	86.5%
⑧保護者が子どもの帰宅を渋る	54	42.9%
その他	23	18.3%

8割を超えたのは、子どもが拒否している、他児の不適切行為がある、性的虐待などの再発可能性が高い、保護者が入退院を繰り返し、回りのサポートも得られないであった。ついて保護者の生活安定、家族関係の生活不安定、時間が必要、保護者が子どもの帰宅を渋るであった。



自由回答では、①の子どもが拒否している場合は帰せないというのが、基本である

①と⑤の性的虐待の再発可能性は基本である。

①から⑧まで、いずれも程度と内容により総合的に判断していく。

また、

- a. 親が日頃の子どもに面会に来ない、児童相談所の指導にのらないなど拒否的である。
- b. 28条の申し立て時と状況が変わっていない。実態がかわらなければ帰すべきでない。
- c. 子どもに対し、継続的な治療的ケアが必要である場合。
- d. 親が行方不明
- e. 親の子育てスキルが不十分な場合
- f. 虐待の事実を認めず、児童相談所に対して拒否し続ける。
- g. などが新たに追加された
にまとめられた。

・家族再統合事業
・親子ひろばへの参加。

再統合できない場合のその他の記述

・児相・関係機関の関わりを保護者が拒否している場合。
・入所中の面会・外泊が行われていない。児相の親指導に乗ってこない。
・この質問そのものに応えると全ての理由が該当しそうです。 援助のプロセスで保護者とのパートナーシップがとれたなら28条更新しなくとも継続修復が可能なケースもあると考えます。逆に援助プランに応じてリスクがあれば更新申立ては止むを得ないかとも。目標設定に相方が合意されていなければ帰しようがなくなると思います。
・強引な引き取り希望がなければ更新申し立ての必要はないと思います。
・子どもに対し施設等において専門的なケアを継続する必要がある。
・①が基本。その上でまだ返せない状況があるとすれば同意を得られるのか、それが難しい時28条を再度ということになるのではないか。
・⑦と関連するが保護者が境界性人格障害で状況が改善されない場合(自殺(企図未遂でも)心中等に巻き込まれる可能性のある場合)
・保護者が行方不明。知的障害等の障害があり子育てのスキル不足。
・28条申立時と家庭環境が変わっていない場合。
・健全な親子関係及び安定した生活環境が保障されていると確信できる状況と判断されなければ帰すことはできない。
・①～⑧すべて理由になると思います。しかし⑤についてはプログラムに応じていれば子ども本人からの申出がないと難しいのではと思います。
・保護者が虐待の事実を認めない。児相の指導にのらない、拒否を続ける。
・保護者が虐待を認めない等、虐待認識が不十分で再虐待の恐れが強い。保護者が児相との係わりを拒否する等、家族再構築プログラムが組めない場合。
・援助プランを形式的に受けってもらうのではなく段階的に評価をして課題達成したら次のプランに進むことを申し合わせたらプランを全て応じてなお実態が全く変わらないということは考えにくい。実態が変わらなければ帰すべきではないと考えます。
具体的にはまだ検討していません。
施設入所時に児童・保護者に提示した家庭復帰にむけての課題が未達成の場合。
・ ①⑤は絶対的な更新申立て理由になる。
・ ②④⑥⑦⑧も申立理由として可能と考える。③も家庭復帰後の児童相談所の介入を拒否するようであれば可能と考える。
・ ③④⑤⑦についてはその状況により更新申立をする。
・ どの項目も具体的な内容や程度が問われるものが多いのではないか。しかも総体としての判断にかかるものが多いと考えます。
・ 家族支援のためのチェックリストとプログラム作成マニュアルに基づき支援プログラムを作成し目標が未達成の場合には更新が必要。
・ 援助プランには応じながらも子どもの施設入所の必要性を理解していない。または子どもに治療的な関わりを必要と理解していない場合には更新が必要。
・ 子どもについて障害等を併せもち特別な支援を必要としている心的ケアが継続して必要な場合。
・ 生活訓練等が継続して必要な場合等専門的治療指導支援が必要な場合。
・ 更新申立ての際はこれらの条件を総合的に判断して行うことになると思う。

結果

B 全国で28条を過去14年から扱った事例についての内容結果

(1) 回答のあった申し立て年月別 表6

	件数	
平成14年	48	30.6%
平成15年	74	47.1%
平成16年	35	22.3%
計	157	100.0%

平成16年度は上半期であるため、その件数の状況は不明であるが、平成14年、15年の比較をすると増加傾向にある。

(2) 主たる虐待の事例 表7

	件数
身体的	79
性的	5
ネグレクト	44
心理的	10
それ以外	2
不明	17
計	157

もっとも多いのは、身体的虐待で半数を超えた。ついでネグレクトが続く。

(3) 家庭裁判所からの援助プランの要請 表8

	件数
あり	19
なし	138
計	157

援助プラン要請は、19件であり、10%にとどまった

4) 児童相談所からの援助プラン 表9

	件数
あり	31
なし	126
計	157

(5) 審判結果 表10

	件数
承認	142
却下	5
取り下げ	6
その他	4
計	157

9割は、承認されている。

2. 保護者への援助プランの内容

承認された142件について、分析をすることにした。

援助プランを提示できなかったのは、59件で全体の41.5%であった。また「応じた」をみると、